

日本看護協会 御中

平素より大変お世話になっております

厚生労働省人口動態・保健社会統計室の木下と申します。

先ほどはお電話で失礼しました。ご案内いただきありがとうございます。

当室では、法務省と共管で「出生証明書の様式等を定める省令」(昭和 27 年法務・厚生省令第一号)を所管しております。

今回、令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」におきまして法令により押印を求めている手続きを、規制改革推進会議が提示する基準に照らし合わせ見直すこととされ出生証明書の様式も対象になっております。

現在、押印・署名を不要とする省令改正手続きを行っておりますので、お知らせさせていただきます。

○パブリック・コメントでの意見募集

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200298&Mode=0>

よろしく願いいたします。

=====  
厚生労働省政策統括官付参事官付  
人口動態・保健社会統計室 企画指導係  
木下 容子  
〒100-8916  
東京都千代田区霞が関 1-2-2  
TEL 03 (5253) 1111 (内線 7466)  
=====



# 出生証明書の様式等を定める省令の一部を改正する省令案について（概要）

令和 2 年 11 月 13 日  
法務省民事局民事第一課  
厚生労働省政策統括官付参事官付  
人口動態・保健社会統計室

## 1. 改正の趣旨

- 出生の届出においては、医師、助産師又はその他の者が出産に立ち会った場合には、医師、助産師、その他の者の順序に従ってそのうちの一人が法務省令・厚生労働省令の定めるところによって作成する出生証明書を届書に添付しなければならないものとされており（戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 49 条第 3 項）、これを受けて、出生証明書の様式等を定める省令（昭和 27 年法務省・厚生省令第 1 号。以下「省令」という。）において出生証明書の様式が定められている。
- 今般、令和 2 年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続（注：「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの」が「見直し対象手続」と定義されている。）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされている。
- これを踏まえ、省令において、医師、助産師又はその他の者に対して求めている出生証明書への押印等を不要とする改正を行う。

（参考）規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）抄

### 6. デジタルガバメント分野／（3）新たな取組み

#### 6 行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し

各府省は、緊急対応として、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの（以下「見直し対象手続」という。）について、優先順位の高いものから順次、規制改革推進会議が提示する基準に従い、必要な措置を講じるとともに、その周知を行う。

各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。各府省の対応状況は、行政手続等の棚卸調査を実施する IT 総合戦略本部と連携して、今年度末までに明らかになるようにする。この場合において、年内の対応が困難なものについては、見直しの方針を明らかにした上で必要な取組を行う。

## 2. 改正の内容

- 省令第 1 条及び別記様式を改正し、出生証明書を作成した医師、助産師、その他の出産立会者の当該証明書への押印・署名を不要とする。

## 3. 根拠規定

戸籍法第 49 条第 3 項

## 4. 公布日等

公布日：令和 2 年 12 月下旬（予定）

施行期日：公布の日